

件名：農林水産技術会議事務局LANシステム保守業務

※ 別添の仕様書は、当該業務における仕様内容の主要な部分を抜粋したものであり、入札にあたっては、必ず別途配布している入札説明書をご確認のうえ、必要な手続きを行っていただくようお願いします。

農林水産技術会議事務局 LAN システム保守業務仕様書

1 業務の目的

農林水産技術会議事務局LANシステム（以下、「技会LANシステム」という。）の回線施設等を良好に維持するための保守業務を行うものとする。

2 業務概要

技会LANシステムは、DHCPサーバ及びL2スイッチと各機器を接続する各種ケーブルにより構成されており、技会LANシステムを24時間監視し、障害が発生した場合は、速やかに復旧を行うものとする。

3 設置場所

農林水産省農林水産技術会議事務局（以下「農林水産技術会議事務局」という。）
農林水産省水産庁
（いずれも農林水産省（東京都千代田区霞が関一丁目2番1号）内）

4 契約期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

5 業務内容

次のとおり業務を行うものとする。

(1) 監視業務

ネットワーク及び別表の機器（以下「監視・保守機器」という。）を24時間監視し、正常な稼働状態を把握すること。監視状況から、ネットワークに過負荷をかけているノードやエラー等の異常値が検出された場合は、農林水産省農林水産技術会議事務局技術政策課担当職員（以下「担当職員」という。）に連絡し、その指示に従い、障害を未然に防ぐための処置を行うこと。

なお、稼働状態の把握については、農林水産省建物内での常駐は要せず、ネットワーク等を用いたリモートによる把握監視を行う。そのための、ネットワーク回線（使用料含む）、必要機器（ソフトウェア含む。）等は受注者が用意し、負担すること。

なお、ネットワーク回線の接続先はL3スイッチ（Catalyst3750X-24T：別紙ネットワーク構成図に記載）とする。

また、月毎の稼働状況レポートを作成し、定例会議への提出及び業務担当者を出席させること。

(2) 障害復旧業務

- ア. ネットワーク及び監視・保守機器に障害が発生した場合、請負者は速やかに電話等で連絡を行い、対応を協議すること。必要に応じて1時間以内に駆けつけ、障害の復旧を行うこと。
- イ. 監視・保守機器に復旧不可能な障害が発生した場合は、担当職員の指示に従い、速やかに農林水産省農林水産技術会議事務局技術政策課が用意している予備機の交換または接続変更作業を行うこと。
- ウ. 技会LANシステムの上流に農林水産研究情報総合センターが構築する農林水産省研究ネットワーク（MAFFIN）が存在するため、農林水産研究情報総合センターシステム機器が障害等に関係する場合は、担当職員の指示に従って、農林水産省農林水産技術会議事務局筑波事務所情報システム課と連絡を密にして業務を行うこと。
- エ. 技会LANシステムの構築に関わった業者が関係する場合は、担当職員の指示に従い、その業者と連絡を密にして業務を行うこと。
- オ. 障害の復旧は、原則として現地にて行うこと。但し、リモート作業で復旧が可能な場合は、この限りではない。

(3) 運用支援業務

- ア. 技会LANシステムの運用全般についての支援業務を行うこと（ネットワーク及び構成機器の稼働状況、ラック内の整備、回線施設等の移動、ネットワークの拡張・再構築等に係る照会に関する業務を含む。ただし、IPアドレス管理、ユーザ登録業務は含まない。）
- イ. 月1回、定例会議に業務担当者を出席させるとともに、担当職員に稼働状況レポートを提出すること。また、必要に応じて開催する打ち合わせ等にも出席すること。

(4) 保守対応時間

原則として、午前9時30分から午後6時15分まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）とする。なお、職員のネットワーク利用に支障を来すような障害が発生した場合は、上記の時間以外でも早急に障害復旧業務を行うこと。

6 作業の報告

点検・調整並びに障害復旧等の完了後、請負者は担当職員に対して、作業内容を記載した報告書を提出すること。

7 守秘義務

請負者は本業務の実施により知りえた情報を無断で第三者に漏洩しないこと。

8 情報セキュリティの確保

業務遂行に当たっては、必要に応じて担当職員から農林水産省情報セキュリティポリシー等の説明を受け、定められている事項（別紙）について遵守すること。

9 応札者条件

(1) 官公庁または民間企業において、ネットワーク（庁舎内LANシステム等）の保守

- ・管理業務を行った経験があること。

また、農林水産省研究ネットワークのシステム構成やサービス内容を理解して、確実に履行する能力を有すること。

(2) 以下の事項に精通していること。

- ・ IPv4
- ・ IPv6
- ・ インターネットの経路制御及びそのプロトコル
（RIP、RIP2、RIPng、OSPF、BGP4、BGP4+）
- ・ ネットワークセキュリティ
- ・ ネットワーク機器の設定
- ・ Unix、Windows、Linux

10 その他

詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当職員との協議により決定し実施すること。